

第2章

中国における「農業産業化」と小農経営の変容

——農民專業合作社による大規模畑作経営の事例——

山田 七 絵

はじめに

中国では1980年代初頭の人民公社体制の崩壊と生産請負制の導入を経て、無数の独立した小規模な家族経営が生まれた。農家の生産意欲は大いに刺激され、農業生産性は大幅に向上した (McMillan, Whalley and Zhu 1989)。ところが1990年代後半以降、中国は農業生産性の低迷、農村住民の相対的な低所得、農村経済の停滞などのいわゆる「三農問題」に直面するようになった。中央政府もこれを重視しており、毎年初に公表する当年の最も重要な政策文書である「中央一号文件」も2004年以來15年連続で三農問題が主題となっている。

中国農業の伸び悩みの本質的な原因の1つは、農業経営の零細性である。2009年末時点の中国の農家1戸当たり平均経営耕地面積は7.1 ムー¹⁾(約47.5アール)に過ぎず、平均4.1カ所に分散している²⁾(『全国農村固定観測点データ匯編(2000-2009年)』)。これは同様に零細経営を特徴とする日本の農家1戸当たり平均経営耕地面積2.5ヘクタール(都府県平均は1.8ヘクタール、

1) ムー(畝)は中国の面積単位。1ムーは15分の1ヘクタール。

2) 本章で用いる「農家」、「農民」とは、職業としての農業従事者ではなく、中国の戸籍制度によって定められた農村戸籍保持者の世帯およびその構成員を指す。

2015年)を大きく下回る³⁾。農業経営規模の零細性は機械化を阻害し、生産要素の調達にかかるコストを引き上げ、結果的に生産性を低下させてしまうことが知られている⁴⁾。そして、それを克服するためには経営規模の拡大による規模の経済の発揮が有効である。具体的な方法としては、農地の借入を通じた面的な拡大、農家の組織化による農作業や販売の共同化のほか、作業委託によっても規模の経済の恩恵を享受できる(有本・中嶋 2010)。

もう1つの問題が、計画経済期に人民公社が担っていた農業生産にかかわるサービスを誰がどのように供給していくか、という点である。生産請負制導入後の小規模家族経営は、不慣れな市場経済に対応するためのサポートを必要としていたが、そのような制度や組織の不在が1980年代後半に農業の停滞の一因となった。そこで1990年代以降、新たな農業経営システムとして「双層経営体制」(個々の農家経営の機能を補完する末端レベルの地域経済組織による二重経営体制)、「農業社会化服務システム」(多様な経済主体が農家に生産サービスを提供するシステム)が農業政策のなかで強調されるようになった(佐藤 1996)。やがて農業技術や共同販売などを行う技術協会などの農民による自発的な組織や流通商人、農産物加工企業などが政府や市場の機能の一部を代替するようになった。このような動きは、後述する「農業産業化」とよばれる農業インテグレーションの推進政策に受け継がれていく。

他方、中国農業は国民の所得水準の向上に伴い多様化・高度化する消費者の需要への対応という新しい問題にも直面している。1990年代中盤に食料自給を達成した後、農業政策の重点は食料増産から食料の安定供給および品質や安全性の向上へとシフトした。とりわけ2000年代以降、都市部の消費者の食の安全に対する関心の高まりとスーパーマーケットやファーストフー

3) 農林水産省「2015年農林業センサス結果の概要(概数値)」(農林水産省ウェブサイト)。

4) 中国における農地の分散に起因する生産性の低下は、先行研究によって実証的に明らかにされている(例えば Nguyen, Cheng and Findlay 1996; Tan, Heerink and Qu 2006)。

ド店等の近代的なフードサプライチェーンの普及によって、生産者側にも多様な需要にきめ細かく対応できる仕組みが必要とされるようになった。

これらの問題に対応するため、中国政府は1990年代後半以降農業産業化を実施してきた。そして、契約農業などを通して小規模農家を牽引する「龍頭企業」⁵⁾とよばれるアグリビジネス、龍頭企業と農家を結びつけ、農業生産サービスを提供する生産者組織「農民專業合作社」(以下、專業合作社)、大規模農家など多様な主体を新しい農業の担い手と位置づけ、重点的に優遇政策を実施している。同時に、中国政府は2000年代以降、農地制度の改革により農地使用権の流動化を通じた担い手への農地の集中を奨励するとともに、各種サービス組織の育成を進めている。農業の相対的な収益性が低下し、農村労働力の非農業部門へのシフトが進むなか、中国農業は高齢化や労働力不足といった新しい問題に直面している。農家所得の向上や食料安全保障の観点からも、新たな農業の担い手の育成は喫緊の課題となっている。

本章では、中国の市場経済化後の変化のなかで現れた新しい農業の担い手に着目し、その特徴と経営の存立条件を検討する。後半の事例研究では、全国的な普及率の高さと一般的な小規模農家への影響の大きさに鑑み、專業合作社の事例を取り上げることとしたい。後述するが、協同組合である專業合作社は広範な農民に門戸が開かれており、いまや4割以上の農家が農産物の売買、作業委託、技術普及などを通してかかわりを持っている。これに対し、同様に新しい担い手と目されている大規模農家は農業経営体数全体のわずか1～2%に過ぎず、土地資源が豊富でまとまった農地の借り入れが可能な東北地方や内蒙古自治区に集中するなど、地域的な偏りが大きい⁶⁾。また、地代や設備投資のために大きな初期投資が必要となり、一般の農家からみた参入障壁は決して低くない。農家の所得向上をもたらす機会の1つである契約

5) 地域のリーディングカンパニー。主に農産物加工企業などを指す。

6) 筆者が2016年7月に内蒙古自治区巴彦淖爾市磴口県で行った家庭農場へのインタビュー調査によれば、まとまった農地の取得経緯は砂漠や荒地など未利用地の開墾、退職した政府の幹部が国有農場を請負うなどやや特殊なケースが多かった。

農業への参加条件をみても、Minot and Sawyer (2016) によれば中国では必ずしも大規模農家が選好されるとは限らない。

事例研究では、中国北部の華北平原に位置する典型的な畑作地帯、河北省邯鄲市の專業合作社を取り上げる。同地域は従来自給的な小麦・トウモロコシの二毛作が主流であったが、隣接する北京市や河北省の省都である石家荘などの大都市にも近いことから、近年大消費地向けに商品作物の契約生産を行う大規模農家や專業合作社など、新しいタイプの農業経営が発展しつつある。以上の理由から、調査地として選定した。調査事例はいずれも農業部と現地政府のカウンターパートを通じて紹介された專業合作社であり、経営状態が比較的良好な事例である。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では中国農業をとりまく環境の変化として、マクロ的な経済構造の変化、農地賃貸借市場の発達、農業関連サービス業の発展について確認する。第2節では、関連する農業政策の流れを解説したうえで、新しい農業の担い手の発展状況を紹介する。第3節では、北方畑作地帯の河北省の專業合作社の事例を取り上げ、経営モデルの転換とその効果、経営の存立条件について考察する。

第1節 中国農業をとりまく環境の変化

1-1. 経済における農業の地位の低下

新しい農業の担い手が登場した背景として、市場経済化後の中国経済のなかで農業の地位がどのように変化してきたかを確認したい。まず、『中国統計年鑑』2017年版に基づき、1978年以降の第1次産業（農林水産業のみ、関連サービス業は除く）が国全体のGDPおよび就業人口に占める比率の変遷を確認したい。GDPに占める第1次産業の比率は、1980年代半ばまでは30%程度で推移していたがその後低下の一途をたどり、2000年代末には10%を切り8～9%台で推移している。続いて就業をみると、全就業者数に

占める第1次産業就業者の比率は1978年以降ほぼ一貫して低下しており、2016年までの30数年間で70.5%から27.7%へと大幅に低下した⁷⁾。このように、農業が中国経済全体に占める地位や就業先としての重要性は大きく低下してきている。

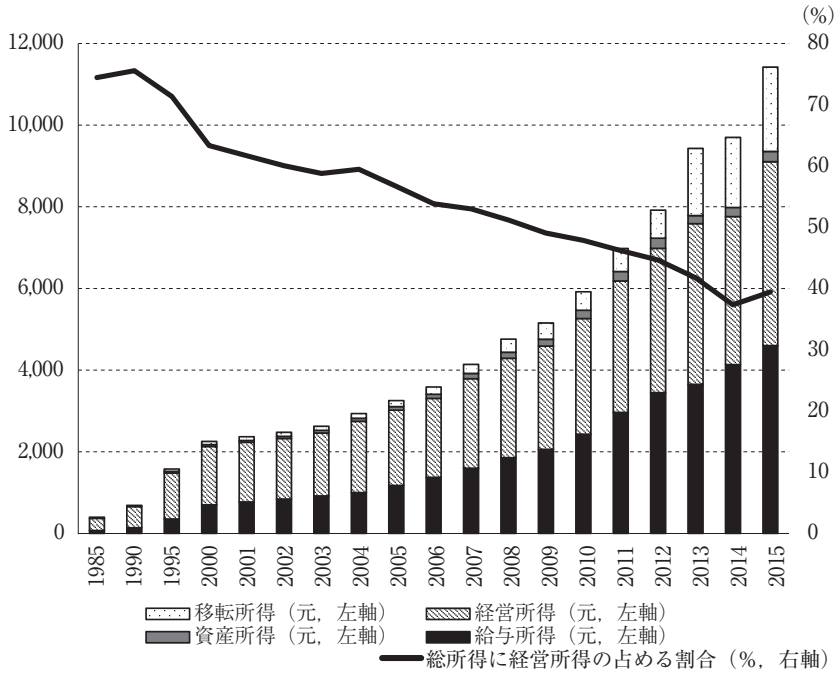
次に、1985年以降の農村住民1人当たりの所得に占める農業所得の内訳の推移をみていきたい(図2-1)。所得は「給与所得」、「経営所得」、「資産所得」、「移転所得」の4つから構成される。「給与所得」は出稼ぎや事業所での勤務によって得られた報酬、「経営所得」は農林水産業の経営による所得、「資産所得」は利子や地代、「移転所得」は家族からの仕送りや公的な補助金、補償金などを指す。1990年代半ばまでは「経営所得」が全体の7割以上を占める最大の収入源であったが、2015年の所得構成は「給与所得」が最大で40.3%と「経営所得」の39.4%を追い越している。さらに農業所得のみについてみれば、2015年には全体のわずか21.1%となっており(『中国住戸調査年鑑』2016年版)、農業経営はもはや農民の主要な収入源とはいえなくなっている。

農村出身の出稼ぎ労働者(「農民工」)の動向も確認しよう。2001年の農民工の総数の推計値は8961万人だったが、2016年には2億8171万人と3倍以上に増加し、全就業者数に占める割合は12.3%から36.3%に達した⁸⁾。このように、農民の所得構成と就業形態は大きく変化し、非農業部門への依存が強まってきたといえるだろう。

7) 就業者数の定義は1990年に変更されたため、それ以前の数値とは連続性がないことに注意が必要である。

8) 農民工とは、出身地の郷鎮外で就業している農村戸籍者を指す。2001年と2016年の農民工数はそれぞれ『中国農村住戸調査年鑑』各年版と「2016農民工監測調査」(中国国家统计局ウェブサイト)による。前者は約7100行政村、6万8000戸のサンプリングデータに基づく資料で、2001～2006年のデータが公表されている。後者は国家统计局により2008年から始まった調査に基づく資料で、農民工の送り出し地域からサンプリングした8906村、23万7000人を対象としている。両者は異なる調査に基づいているため、データに連続性はない。全就業者数は『中国統計年鑑』2017年版による。

図 2-1 農村住民の可処分所得の内訳



(出所) 『中国住戸調査年鑑』2016年版。

(注) 出所の調査は2013年から都市と農村を統合したものとなり項目の分類方法に変更があったため、2012年以前とそれ以降の数値には連続性がないが、参考までに示した。

1-2. 農地賃貸借市場の発展

中国は土地の公有制を採用しており、都市の土地は国有、農村の土地は集団所有となっている。1980年代前半の生産請負制導入後は、農村の集団所有地の主な所有主体は村(厳密には当該村に戸籍をもつ農民全員による総有)とされており、村ごとに農民に対し農地使用权(「農村土地請負経営権」)が人口に応じて均等に分配された。農民個人には農地の所有権ではなく使用权のみが与えられており、処分権は認められていない。

農地流動化の進展状況について、具体的な統計資料を用いて確認したい。農地流動化の動向を時系列的に確認できる資料として、1980年代～2009年をカバーする『全国農村社会経済典型調査数据匯編（1986-1999年）』、『全国農村固定観察点数据匯編（2000-2009年）』と2009年以降公表されている『中国農業発展報告』各年版、『中国農業統計資料』各年版、2006年単年の資料として第2次農業センサス（『中国第二次全国農業普查資料匯編』）があるが、資料によりデータのとり方が異なり、連続性が確保されていない⁹⁾。そこで、資料別に分けてみていきたい。

まず、1980年代から2000年代半ばまでの動向は以下の通りである。農業部の固定観察点調査の資料によれば、1980年代から1990年代にかけて農地流動化率（当年に貸借が行われた農地使用権面積の合計を全請負農地面積で除したもの）は10%以下にとどまっていたが、1990年代後半から急速に上昇し、2007年には16.3%に達した。また、第2次農業センサスによれば2006年末時点でも農地の流動化率は戸数ベース・面積ベースいずれも1割程度に留まっていた¹⁰⁾。地域による差も大きく、東部沿海地域や直轄市で流動化比率が相対的に高くなっている。

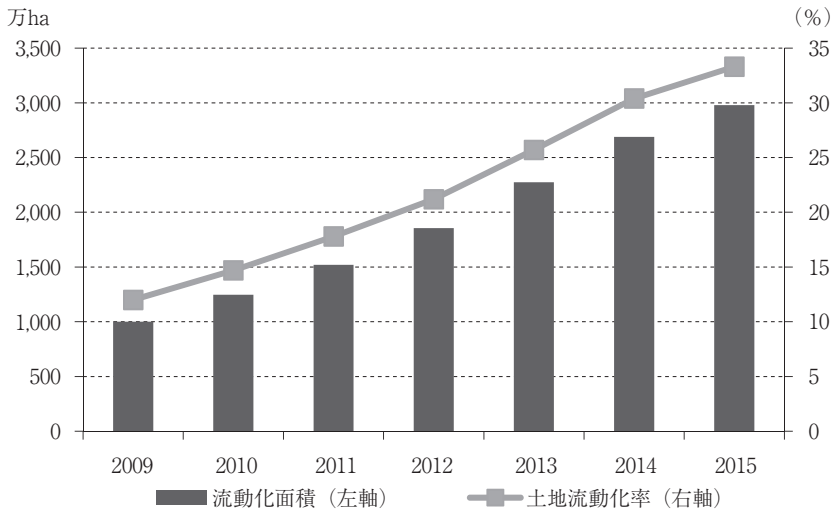
次に農業部の資料を参照しながら、2009年以降の農地流動化の動向を確認しよう（図2-2）。図中の「流動化面積」は当年中に取引された農地の面積、「流動化率」は「流動化面積」が全請負農地面積に占める比率を意味する。いずれも期間中順調に伸びており、流動化面積は同期間中に1000万ヘクタールから2980万ヘクタールへ、流動化率は12.0%から33.3%に達した。

続いて、農地流動化の方法や貸出先の変化をみていきたい（表2-1参照）。中国で公式に認められている農地使用権の移動の方法には、農家間の相対で行われるものと、所有主体である村を介在して組織的に行われるものの2種

9) 1980年代以降の農地流動化の進展については、寶劍（2017, 126-128）に包括的な解説がある。

10) 第2次農業センサスによれば、2006年の農地流動化率は10.8%。

図 2-2 農地流動化の進展状況



(出所) 2009～2010年は『中国農業発展報告』各年版，2011～2015年は『中国農業統計資料』各年版。

表 2-1 農地流動化の方式，貸出先別の流動化面積の構成比の変化

項目／年	2011	2012	2013	2014	2015
流動化面積合計	1,519.6 (100.0)	1,855.6 (100.0)	2,273.5 (100.0)	2,689.3 (100.0)	2,978.9 (100.0)
流動化の方式別面積 (構成比)					
貸借 (「転包」)	775.8 (51.1)	915.3 (49.3)	1,065.6 (46.9)	1,252.3 (46.6)	1,401.1 (47.0)
譲渡 (「転譲」)	67.3 (4.4)	73.3 (4.0)	74.2 (3.3)	79.7 (3.0)	83.2 (2.8)
交換 (「互換」)	97.4 (6.4)	120.0 (6.5)	140.6 (6.2)	156.9 (5.8)	160.5 (5.4)
村外への貸出 (「出租」)	411.3 (27.1)	535.5 (28.9)	720.0 (31.7)	891.5 (33.1)	1,021.8 (34.3)
株式合作 (「入股」)	84.8 (5.6)	109.4 (5.9)	157.8 (6.9)	180.8 (6.7)	181.1 (6.1)
その他	83.0 (5.5)	102.1 (5.5)	115.2 (5.1)	128.2 (4.8)	131.2 (4.4)
貸出先別面積 (構成比)					
農家	1,027.7 (67.6)	1,200.4 (64.7)	1,370.6 (60.3)	1,569.6 (58.4)	1,747.1 (58.6)
農民專業合作社	203.6 (13.4)	294.0 (15.8)	462.9 (20.4)	589.3 (21.9)	649.1 (21.8)
企業	127.2 (8.4)	170.4 (9.2)	214.7 (9.4)	258.8 (9.6)	282.1 (9.5)
その他	161.0 (10.6)	190.7 (10.3)	225.2 (9.9)	271.6 (10.1)	300.5 (10.1)

(出所) 『中国農業統計資料』各年版。

(注) 単位は万ムー，パーセント。「その他」には，1年未満の他者への委託耕作が含まれる。

類がある。以下、政策文書などに基づきそれぞれの制度について順に説明する。

第1に、農家間の相対取引には「貸借」（原語は「転包」）、「譲渡」（「転譲」）、「交換」（「互換」）、「村外への貸出」（「出租」）がある。「村外への貸出」以外はすべて同一村内での取引である。貸借は貸し手が農地使用权を保持したまま借り手に貸し出すもので、もっとも広範に行われている。譲渡は、貸し手が借り手に農地使用权を半永久的に与えてしまう方法、交換は土地の分散等を解決するため、相互の農地使用权を交換する方法である。村外への貸出は村のメンバーではない農家や組織への貸出を指す。

第2に、村を介した組織的な取引として、「株式合作」（「入股」）がある。「株式合作」は農地使用权を資産評価して株式化し、集積した土地で統一的に経営を行った利益を株主である農家に配当などの形で分配する制度である。表2-1中には示されていないが、このほかに「村による農地集積と貸出」（「反租倒包」）と「オークション」（「拍売」）がある。前者は、農家の農地使用权を村が回収して集積したうえで大規模農家や組織に対して貸出し、統一的な農業経営を行わせるものである。2000年代に農民の権益保護の観点からその行き過ぎを抑制する政策文書が出されたが、実際には多くの地域でこの方式による農地流動化は行われている（寶劔 2017, 132-133）。後者は集団所有地のうち農地以外の荒地など生産性の低い土地を入札、競売の方法で農家に経営を請負わせる方法である。荒地の請負期間は農地より長く、30～70年と定められている。

農地流動化の方式、貸出先別の流動化面積とその構成比を表2-1に示した。流動化面積全体の増加に伴い、絶対数ではいずれの方式の面積も増加している。構成比を見ると、貸借、譲渡、交換、株式合作の比率は、いずれも横ばいか減少傾向にある。一方で「村外への貸出」は増加しており、2015年には34.3%を占めている。

貸出先別の構成比の変化をみていこう。最大の貸出先である農家への貸出面積は、流動化面積全体の増加に伴い、期間中1027万7357ムーから1747万822ムーへと増加している。ただし、流動化面積全体に占める比率は

67.6%から58.6%へと大きく減少している。他方、專業合作社や企業などの組織への貸出は絶対値、比率ともに増加傾向にある。特に專業合作社への貸出面積は、203万6489ムー（流動化面積に占める比率は13.4%）から649万1273ムー（同21.8%）へ3倍以上に増加しており、企業と合わせると2015年には流動化面積全体の3割以上を占めるに至っている。以上から、農地の取引方法は同一村内の個人間の相対が中心であったが、近年貸出の範囲が広域化していること、貸出先も農家だけではなく專業合作社や企業などへと多様化していることがわかる。

以上のように、農地使用権の取引市場は近年大きく発展してきた。では、その結果農家の経営規模の分布には変化がみられるであろうか。2016年の農家戸数ベースでみた全国の経営規模の分布を確認する（『中国農村経営管理統計年鑑（2015年）』）。10ムー（0.67ヘクタール）以下の小規模経営は2億2932万戸で全体の85.7%を占めており、このなかで農地を全くもたない農家は1656万6000戸（7.2%）となっている¹¹⁾。一方、家庭農場の定義に照らして大規模経営とされる50ムー（3.3ヘクタール）以上の経営は356万6000戸に達しているが、全体に占める割合はわずか1.3%である¹²⁾。データのとり方が異なるため単純な比較は困難だが、第2次農業センサスによれば2006年の10ムー以下および50ムー以上の層の割合はそれぞれ85.4%、0.9%となっており、2016年と比較すると大規模層の割合の上昇は確認できるも

11) 政府による土地収用あるいは農民の都市への移住にともない農地使用権を村に返却したケースなどが考えられる。

12) 大規模経営の定義は政策文書や資料により異なる。最新の第3次農業センサスの定義は、「販売を主目的とする農業経営者で、耕種部門では露地作物の場合1年1作地帯では経営面積100ムー以上、1年2作地帯で50ムー以上、温室の場合は25ムー以上、畜産部門では年間出荷量が豚200頭以上、肉牛20頭以上、羊100頭以上、肉用鶏・カモ1万羽以上、アヒル1000羽以上、飼養頭数が採卵鶏・カモ2000羽以上、乳牛20頭以上、林業部門では経営面積500ムー以上、水産業部門では養殖場の面積50ムー以上、サービス業は年間収入10万元以上」などとなっており、398万戸で農家戸数全体の1.9%となっている（『第三次全国農業普查主要数据公報』中国国家统计局ウェブサイト）。

の、農家の大多数が小規模経営という構造に大きな変化はみられない。

1-3. 農業関連サービスの発展

(1) 農作業の機械化

中国政府は1980年代以降一貫して農作業の機械化を奨励してきた。特に2004年から農家への4つの直接補助金（農業機械の購入、食料作物の生産、優良種子、農業資材）が実施されており、本格的な支援が行われるようになった（宋 2008）。2004年11月1日に施行された「中華人民共和国農業機械化促進法」では、農業機械化に関する支援内容が包括的に規定された。具体的には、中央政府による農業機械メーカーへの税制上の優遇措置、中央と地方政府による農業機械購入時の農家への補助と資金調達の優遇措置、農業機械を使った農作業請負者に対する税制上の優遇や燃料代の補助を行うこと、などが含まれる。

中国では1990年代中盤頃から、穀物の収穫期に合わせて移動しながら収穫作業を請負う、大型農業機械を装備した専門の請負業者が登場した¹³⁾。例えば、筆者が山東省煙台市萊陽で継続的に実施している小規模農家へのインタビューによれば、同地域においては1990年代中盤以降農作業委託サービスが普及したため、2000年代以降多くの農家がそれまで所持していた農業機械を売却した。業者は山東省内各地、河南省など外地から来る場合もあれば、地元の農家が農業機械を購入し参入している場合もある。毎年業者は固定的ではなく、変化するという。

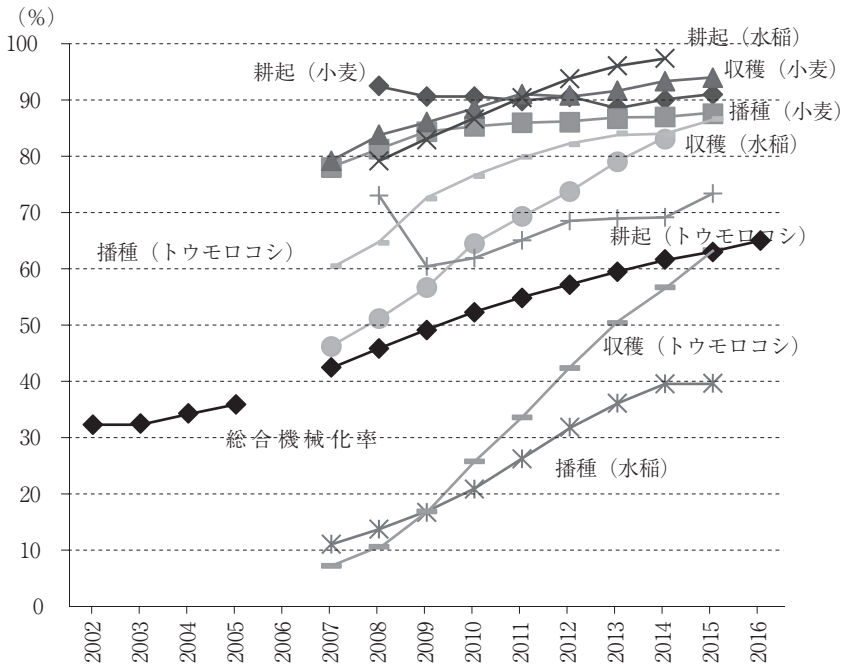
このような請負業の発展の背景には、政策的支援がある。政府は「中華人民共和国農業法」に基づいて「広域的なコンバインによる収穫作業の管理に関する弁法」（2003年9月1日施行、同時に2000年4月3日より施行していた暫定法は廃止）でその管理方法（資格、業務内容、支援内容、罰則など）

13) 日本語では「賃刈り屋」等と呼ばれる。2000年代の賃刈り屋のビジネスモデルについては、江蘇省蘇州市に子会社を持つ農業機械メーカー・株式会社クボタのウェブサイトが分かりやすく紹介している。

を定めると同時に、同年11月1日に施行された「高速道路料金の管理条例」で農作業請負業者の地域間移動にかかる有料道路の料金を免除することを規定するなど、支援を行ってきた。

図2-3は、2007～2015年の面積ベースの主要な食料作物（小麦、水稲、トウモロコシ）の作業別機械化率と総合機械化率の推移をみたものである¹⁴⁾。支援政策の効果もあり、いずれの作物・作業の機械化率も大幅に上

図2-3 主要作物の作業別機械化率の推移（面積ベース）



(出所) 『中国農業統計資料』各年版, 『中国農業年鑑』各年版に基づき筆者作成。

14) 「機械化率」とは、農業機械による作業面積が当年の作付面積に占める比率を指す。「総合機械化率」とは、全ての作物について耕起、播種、収穫それぞれの作業の機械化率に0.4, 0.3, 0.3のウェイトをつけて計算したもの。農業機械化率に関するより長期の傾向は張宗毅(2015)に詳しい。

昇していることがみてとれる。小麦はもともと機械化率が高く、いずれの作業も2015年には90%前後に達している。その他は水稻の播種(36.1%)、トウモロコシの収穫(63.3%)と耕起(73.4%)以外は2015年までに8割以上に達している¹⁵⁾。面積ベースの総合機械化率は、2002年の32.3%から2015年には63.0%へと大幅に上昇した。2015年8月に公布された「農業の全生産工程の機械化に関する意見」では、今後農業機械で行う作業の範囲と作物の種類をさらに拡大し、2020年までに総合機械化率を全作物について68%、食料作物については80%以上にするという目標が示された(『中国農業発展報告』2016年版)。

(2) 農作業受委託サービス

1990年代に登場した作業委託業者は、当初華北平原、長江下流地帯を中心に活動していたが、既に述べた政府の支援政策の効果もあり、より広域で活動するようになり、機械化率の向上に貢献した。ところが張宗毅(2015, 214)によれば、近年このような動きに変化が起こっている。農機の急速な普及と請負業への過剰な参入に伴い、機械1台当たりの請負作業面積が減少したため、請負業者の収益は低下する傾向にある。そのため、一部の地域では業者がみずからまとまった農地を借り入れるなどして、農業機械作業だけでなく農業経営にも参入し利益を得ているという。

ここで農業機械作業の担い手の発展状況を確認したい¹⁶⁾。全国の農業機

15) 機械化率には大きな地域格差がある。大規模農場が多く、もともと農業機械が普及していた東北地区ではほぼ100%となっているほか、地形に起伏の少ない華北平原、新疆、経済水準の高い長江流域などの機械化率も比較的高くなっている。一方、山がちな地形で1戸当たり経営面積が小さい南部・西南地区、開発が遅れ地形も急峻な黄土高原では低くなっている。

16) 『中国農業発展報告』各年版、『中国農業統計資料』各年版、『中国農業年鑑』各年版に基づく。「農業機械作業サービス組織数」は2005年まで週及可能だが、2005年から2008年にかけての27万4000組織から16万6000組織に減少し、その後も2014年まで増加と減少を繰り返すなどデータの連続性に疑問がもたれる。

械を所有する農家数は、2008年の3833万戸から2012年には4238万7000戸へと10%以上増加している。2014年の農業機械作業サービス組織数は、17万5000組織である。このうち農業機械專業合作社は順調に増加しており、統計で確認できる範囲では2010年の2万2000組織から2015年には5万7000組織となっている¹⁷⁾。

上記のような委託サービスの発展は、機械化率の向上に大きく貢献した。作業委託によって耕作されている農地面積は2017年に2億3200万ムーに達している¹⁸⁾。これは、2016年末の農産物作付面積24億9975万ムー（『中国統計年鑑』2017年版）の9.3%に相当する。作業委託にも各地で様々な類型があり、兼業化や都市化の程度など、地域の条件に応じて多様な作業委託およびそれを前提とした農業経営の形態が生まれ、並存している¹⁹⁾。

第2節 農業政策の流れと新しい農業経営主体の発展状況

2-1. 農業政策の流れ

(1) 農業インテグレーションの推進政策

農業産業化政策は、1990年代半ばに山東省などの沿岸地域で品質管理の強化を目的として始まった農業インテグレーションが原型となり、やがて全国で普及した。池上・寶劍（2009, 13）の定義によれば、農業産業化とは「アグリビジネスの主たる担い手である龍頭企業が中心となり、契約農業や産地化を通じて農民や関連組織（村民委員会、專業合作社、仲買人など）を結び

17) 山田（2017a）で山東省諸城市の農業機械合作社の事例について詳しく紹介している。

18) 「農業生産託管——新時代現代農業發展新動能」『農民日報』2017年11月27日。

19) 注18)の記事によれば、代表的なものとしては山東省の「土地託管」、湖北省の「代耕代種」、江蘇省の「聯耕聯種」、四川省の「農業共營制」などがある。出稼ぎ農民の送り出し元である四川省成都近郊の農作業委託を前提とした專業合作社による大規模経営については、山田（2017b）に詳しい。

つけることで、生産、加工、流通の有機的な結合を形成し、農産物の市場競争力の強化と農業利益の最大化を図ると同時に、「農村の振興と農民の経済的厚生向上を実現する」政策である。認定を受けた龍頭企業は、税制上の優遇、補助金などの政策措置を受けることが可能となっている。

中国は国土が広大で農業生産条件や市場環境も多様であることから、インテグレーションの組織形態も単一ではなく、龍頭企業と取引を行う主体が幅広く想定されていることも特徴である。農業産業化の組織形態は多様であるが、「企業＋中間組織(専業合作社など)＋農家」、「企業＋大規模専業農家」、「企業＋流通業者＋農家」など多くの類型が存在する。ただし、これらの経営類型の内訳の捕捉は困難であり、筆者の知る限り具体的な情報は公表されていない。

農業産業化政策は産業振興政策であると同時に、農村・都市間の所得格差問題を背景とした一種の農村開発政策でもある。農業産業化政策の特徴は農業発展を通して参加農家の経済的厚生の上を目指し、企業との利益・リスク分担を重視する点にあり、その点でアグリビジネスによる農業利益の最大化を目的とする一般的な農業インテグレーションと異なっている。また、市場制度が未整備であるために農村地域で十分に供給されていない公共サービスを、多様な経済主体の参加によって供給するという社会政策的な側面も持っている(山田 2013)。

農業産業化政策の初期段階では、企業と個別農家が直接、あるいは仲買人を通じて農産物を売買する取引形態が主流であった。しかし、農産物の集荷や農地の集積、農家の選定にかかる探索コスト、監視コストなどの取引費用の節約、消費者の需要に合わせた品種の統一、品質のコントロール、そのための技術指導や生産投入財の提供の必要性などから、個々の農家との取引よりも生産者組織や大規模農家との取引を好む企業が増えた。他方、生産者側は生産技術や市場情報へのアクセスも限られていたことから、1980年代から技術協会等の組織が一部の地域で見られた(傅 2006)。市場経済化が進んだ1990年代に入ってから、個別農家の交渉力を高め、企業との契約の仲

介を行う生産者組織が必要となり、各地で多数設立されるようになった。

このような企業と生産者双方の要請を背景として2007年に「農民專業合作社法」が施行され、それまであいまいであった生産者組織に專業合作社として法的地位が付与され、事業内容や支援政策の規範化がすすめられた。專業合作社は、農業生産者のための農業生産に関わるサービスの提供、土地の集積、生産物の共同販売などを行う協同組合組織である。民政部²⁰⁾に正式に登録された專業合作社は、税制上の優遇、補助金などの政策措置を受けることができる。

習近平政権期も農業産業化の流れは引き継ぎつつ、農業の現代化と農業経営モデルの転換が強調され、以前より一層具体的な担い手像が意識されるようになった。2013年の中央一号文件「現代農業の発展の加速と農村発展の活性化に関する若干の意見」では、従来から推奨されていた專業合作社や大規模專業農家に加えて「家庭農場」という新たな担い手像が提示され、これらの新しい担い手への農地使用権の集積の支援が明記された。農業部によれば、「家庭農場」とは「家族労働力による大規模で集約的な商業的経営を行い、農業を主な収入源とする農業経営体」を指す²¹⁾。

2015年以降の中央一号文件でも新しい担い手の育成が謳われているが、経営規模の拡大にあたっては農民への利益分配の公平性にも配慮した制度作りが求められるようになった。農村の土地の集団所有制を維持しつつ、農地使用権の移転は賃貸借からより農民の利益を考慮した株式合作制（表2-1

20) 中国の最高行政機関である國務院に属する行政機関の1つで、社会や行政事務を担当する。日本の総務省に相当。

21) 農業部による家庭農場の条件は、「経営主が農村戸籍保有者であり、家族労働力を主とし、農業を主な収入源とすること。一定以上の規模で安定的な経営を行っていること。すなわち、①食料作物:1年2作地帯では経営農地面積が50ムー以上、単作地帯では100ムー以上、かつ農地の借入契約期間が5年以上であること、②經濟作物・畜産:県レベル以上の農業部門の定める規模以上であること」である（農業部ウェブサイト）。家庭農場は新しい政策上の概念でありまだ不明な点も多いが、その実態および経営の特徴についてはさしあたり『中国家庭農場發展報告2015年』を参照されたい。

参照)へ、多元的なモデルで多様な参加主体が共存する健全な発展を目指す、としている。また、非農家の農業への参入を奨励していることも特徴である²²⁾。

(2) 農地政策

生産請負制の導入後、農村の土地は村による集団所有のまま、村ごとに農地使用権のみが農家に分配された。以後一貫して農地使用権の移転は容認されていたが、当時の農民の農地使用権は脆弱かつ不安定であり、また社会保障制度が未整備な農村地域では農地が唯一の資産という考えが根強いことから、1990年代まで農地使用権の取引は緩慢であった²³⁾。そこで中国政府は、農地使用権の流動化を促すため2000年代以降農地使用権の一層の強化、農地の賃貸借市場の整備と手続きの規範化、同時に農地保護のための転用規制を進めてきた。具体的には、2003年3月に「中華人民共和国農村土地請負法」が施行され、農地使用権の強化・安定化がはかられた²⁴⁾。2008年の中共中央「農村改革の若干の重要な問題に関する決定」では、集団所有制度を維持すること、非農業用途に変更しないこと、流動化は農民の自由意志に基づいて有償で行うこと、農家の利益を侵害しないことなどを前提として、農地流動化と大規模経営の育成を推進することが明記された。この流れを受け、各地で地方政府が「土地流動化サービスセンター」と呼ばれる農地の流動化を

22) 張紅宇「充分發揮規模經營在現代農業中的引導作用」『農民日報』2016年2月17日。

23) 当初農家の農地使用権は「民法通則」の規定を受けた「土地管理法」(1988年)で明文文化されていたものの、詳細な関連規定を欠いていた(小田2004)。加えて中国独特の土地所有制度に起因する問題として、人口変動に応じて定期的に村ごとに行われる農地の割替がある。これにより一層農地の細分化が進行し、農家の土地に対する権利の不安定化や生産性の低下をまねいたとの実証研究もある(姚2000; Kimura et al. 2011)。

24) 1980年代中盤頃に各地で行われた第1回の農地請負時の農地請負期間は15年とされ、多くの地域でその期限に達する1998年頃に第2回請負が行われ請負期間は30年に延長された。

支援する組織を設立した²⁵⁾。

習政権期においても基本的にこの流れは踏襲され、2013年の中央一号文件では、5年以内に全国の農地使用権の登記手続きを完成させることを明言している。この登記により、農地使用権が一種の物権として法的に認められることとなる。翌2014年12月30日の国務院による「農村の財産権取引市場の健全な発展に向けた指導に関する意見」は、集団所有制のもと農地使用権の移転は合法的に行うこと、従来認められてこなかった担保・抵当権に関する試験区を全国各地に設立し、全国共通の制度作りを検討するよう求めている²⁶⁾。

2-2. 新しい農業経営主体——農民專業合作社の發展狀況——

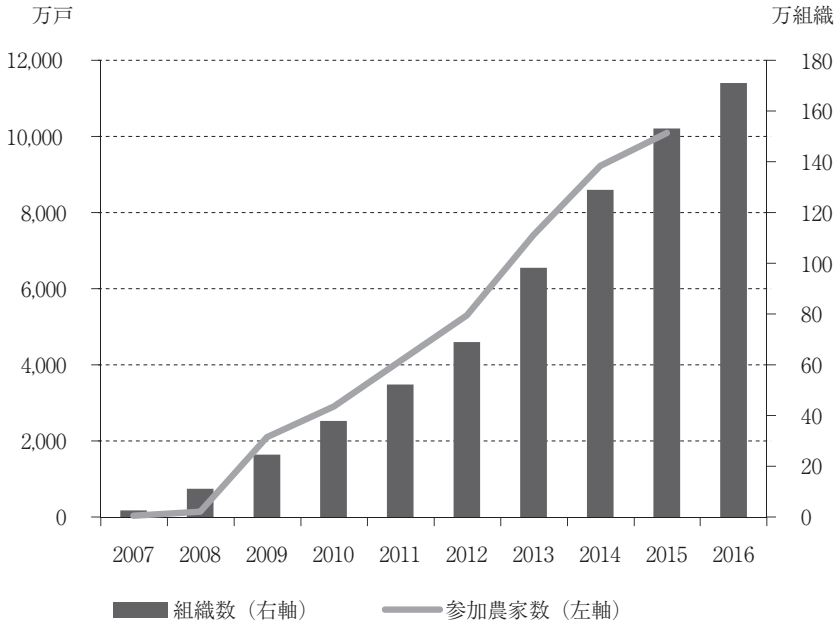
2015年末時点の農業産業化の發展狀況は以下のとおりである（『中国農業統計資料』2016年版）。農業産業化の関連組織（龍頭企業、仲介組織、專業市場の総称）の総数は38万6000組織、このうち龍頭企業は12万9000社である。農業産業化の受益農家は1億2600万戸、参加により1戸当たり年間3380元の所得を得ている。これは、同年の農民の1人当たり平均純収入1万1422元の29.6%に相当する。また、農業産業化の受益農民のうち45%は、農業産業化組織との契約農業に参加している。

図2-4は、農民專業合作社法が施行された2007年以降の專業合作社の組織数と参加しているメンバー数の推移を、登録ベースで示したものである。組織数は2007年から2016年末までに約2万6000組織から約179万組織へと大幅に増加している。組織数の増加にしたがい、参加農家も2015年には農家戸数の42%に相当する1億90万戸に達している。ただし、登録されて

25) 筆者が2009年12月18日に山東省青島膠州市胶北鎮の土地流動化サービスセンターで行った調査によれば、センターでは地域の農地賃貸借に関する情報の収集と提供、地代の査定、借り手と貸し手のマッチング、賃貸契約書の作成支援、不履行時の仲裁などを行っている。

26) 「中国農業銀行農村土地承包經營權抵押貸款管理弁法（試行）」など、関連法規の整備も進められている。

図2-4 農民專業合作社の組織数と参加農家数の推移



(出所) 『中国農業發展報告』各年版。2016年の組織数の数値のみ「第三次全国農業普查主要数据公報」国家統計局ウェブサイト。

いても経営実態のない組織も多いといわれる（寶劍 2009, 212）。

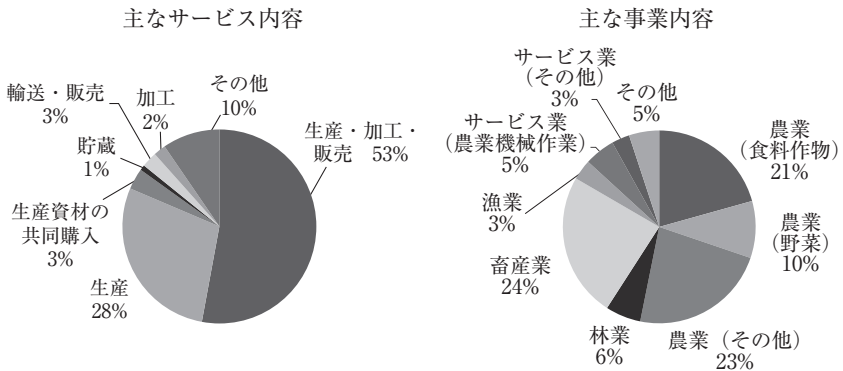
ただし、專業合作社の会員数については情報源により違いがあることに注意が必要である。『中国農村經營管理統計年鑑（2015年）』では、2015年の專業合作社の会員は5993万1674（団体会員も含む）、非会員だが專業合作社の受益者となっている農家数は6743万6766戸となっている。このような資料による違いは、農民專業合作社のなかには、会員・非会員の区別があいまいであったり、会員のなかに正会員、准会員などのランクを設けていたりする組織が存在するという実態を反映しているとみられる。一般的に正会員は大口出資者で経営者層、准会員は農地や労働力を合作社に提供している者を指すことが多い（黄・伏 2014）。それ以外に、技術指導や農産物の買い取り、農作業委託などのサービスのみを受けている受益農家もおり、こうした

農家は通常非会員に分類される。

同資料によれば、会員の属性による内訳は一般農家 86.7%，專業大規模農家・家庭農場 3.4%，企業 0.5%，その他団体 0.4%となっている²⁷⁾。專業合作社法によれば、会員の 80%以上を農民とすること、団体会員は 5%以下とすること、議決権は 1人あるいは団体につき 1票（大口出資者には付加議決権を付与することも可能）等が規定されている。設立主体は農産物・生産資材の流通商人、技術者、村幹部、大規模農家、旧政府系流通部門など幅広い。農民の提供する農地を株式換算し、それに基づいて配当を支払う株式合作制（表 2-1 の「入股」）を導入している專業合作社は 8万 5222社で、全体のわずかに 6.4%である。

続いて、農民專業合作社の業務内容についてみていきたい。図 2-5 は、2015年の業務内容の内訳を「主なサービス内容」と「主な事業内容」についてみたものである。なお、いずれも各專業合作社のなかで最も重要なサービスあるいは事業内容を 1つ選んで回答しているため、複数のサービスあるいは事業を行っている專業合作社も存在する。また、その組み合わせは流動

図 2-5 農民專業合作社の業務内容（2015年）



（出所）『中国農村経営管理統計年鑑（2015年）』。

27) 合計が 100% とならないが、理由は不明。

的である点を断っておく。

図2-5の左に示した「主なサービス内容」のうち、「生産・加工・販売」(53%)、「生産」(28%)を合わせると全体に占める比率は8割強に達している。このように、大部分の專業合作社は直接農業生産に関わっている。続いて右の「主な事業内容」を見ると、最も多いのは生産活動で、農業(54%)、林業(6%)、畜産業(24%)、漁業(3%)を合わせると87%を占めており、ほとんどの專業合作社が何らかの形で農業経営にかかわっていることがわかる。農機作業受託を含むサービス業を主な業務内容としている專業合作社は、全体の8%である。

第3節 事例研究

——北方畑作地帯の專業合作社による大規模経営——

3-1. 調査地の概要

調査対象地域は、華北平原の東部に位置する華北の典型的な畑作地帯、河北省邯鄲市である。同市は北京市に隣接する河北省の最南部に位置し、省内でも特に農業が盛んなことで知られる。気候は冷涼で乾燥しており、伝統的に小麦とトウモロコシの二毛作が行われている。北京市内から高速鉄道で2時間程度の距離にあり、2015年の常住人口は943万3000人である。調査は2015年5～8月に2回にわたり、邯鄲市肥郷県(後述の①、③)、曲周県(②)の專業合作社の理事長に対し、1対1の中国語によるインタビュー形式で行った。調査対象は農業部と現地政府のカウンターパートを通じて紹介された專業合作社であり、いずれも経営状態が比較的良好で、一部は中央・地方政府のモデル農業認定を受けるなど優良な事例である。なお、肥郷県は2016年10月に肥郷区に昇格した。

具体的な分析に先立ち、2015年の河北省および邯鄲市の農業・農村経済の概況を整理したい。以下の記述は、特に断りがない限り『河北農村統計年鑑』2016年版に基づいている。まず、河北省の状況は以下のとおりである。

GDPの産業別構成比率は10.9%、47.6%、41.5%となっており、全国平均の8.8%、40.9%、50.2%と比べると第1次産業比率が高めになっている。就業構造をみると、就業者人口4212万5000人のうち第1次産業従事者は32.9%で、全国平均の28.3%よりやや高い。農民1人当たり可処分所得は全国平均をやや下回る1万1051円で、全国31省・自治区中14位である。続いて農業をみると、農産物作付面積は873万9800ヘクタール、作物ごとの面積の内訳は食料作物73.1%、野菜・ウリ類15.5%、油料作物5.3%、綿花4.1%などとなっている。以前は綿花栽培が盛んでピーク時の1990年頃は10%前後を占めていたが、やがて価格低下に伴い縮小し、代わりに収益性の高い野菜・ウリ類の生産が拡大してきている。現地で入手した資料によれば、2014年時点の河北省の専業合作社への農家加入率は22.0%と低い（第2節で述べたとおり2015年の全国平均は42.0%）。

邯鄲市の2015年の食料作物の作付面積は1160万1000ムー、収穫量は573万5000トン、野菜の作付面積は291万5000ムー、家禽や肉用羊の飼養数がいずれも全省内の市で第1位となっている。邯鄲市の農業産業化の進展状況をみると、龍頭企業は468社（うち国家レベル6社、省レベル62社）あり、農業産業化の関連組織と取引を行っている農業経営は省平均を上回る66.2%に達している。農業機械化も順調に進展しており、総合機械化率は75%、農業機械サービスの専業合作社は218社、作業請負を行う農家は21万戸、請負面積は349万ムーとなっている。

最後に、調査地である邯鄲市肥郷県独自の農地流動化政策に触れておきたい。現地調査で収集した資料によれば、肥郷県では大規模経営への支援政策を実施しており、1000ムー以上の大規模経営には食料作物と綿花の作付に対し1ムー当たりそれぞれ200元と160元の直接補助金を農家に支給しているほか、農地の団地化のための区画整備への補助金もある²⁸⁾。こうした奨

28) こうした補助金が耕作者と農地使用权の所有者のどちらに支払われるかは、地域によって異なるという調査結果もある（張紅宇 2015）。補助金の受け取り手が本来の農地使用权の所有者となる場合、借り手は大きな地代負担を強いられることになるだろう。

励制度が奏功し、2014年の県の農地流動化率は28.3%（前年より9.2%増）と同年の全省平均の17.0%を大きく上回っている。また、農地の団地化も進み、流動化した農地のうち1圃場当たり100ムー以上のものが83.9%、1000ムー以上が45.2%となっている（いずれも面積ベース）。

農作業の委託サービスも発展しており、2017年には県内の受託組織は21組織設立されている（うち專業合作社が10社、企業が4社）。農地の賃貸借を通じた大規模経営あるいは作業委託によって管理されている農地面積は12万6000ムーで、全農地面積の21.7%を占める（肥郷区人民政府ウェブサイト）。以下で取り上げる事例は、いずれもこれに含まれる。

3-2. 調査した專業合作社の概要

(1) 農民專業合作社による大規模経営の類型

調査した專業合作社のなかには、集積された農地をまとめて借り受けて直接経営を行うものや、小規模農家に農業生産サービスを提供しているものなど、多様な経営がみられた。そこで、各事例の位置づけを整理するため、曹・苑（2015）を参考に農業経営のなかで專業合作社の果たしている役割に注目し、專業合作社による農業経営をA「直営型」、B「サービス提供型」、C「仲介型」、D「企業との共同出資型」の4つに分類した（表2-2）。比較対象として、伝統的な小農経営も示した。

A「直営型」は、專業合作社がまとまった農地を借りて直接農業経営を行うタイプである。專業合作社のメンバーは現金出資者と農地の提供者などから構成され、経営は專業合作社が統一的に行う。農地を提供した農家は地代を受け取るほか、労働者として優先的に雇用されることが多い。

B「サービス提供型」は、個別農家の経営の独立性は維持したまま、專業合作社が生産から販売にいたるサービスを提供する。農家はサービス料を支払う代わりに、機械耕作や生産資材の共同購入、共同販売サービスを受けることができる。経営は農家自身が行うため、コストやリスクは農家負担となる。農業機械の作業委託サービスを提供する專業合作社もこれに含まれる。

C「仲介型」は、農地の所有者である村が母体となって專業合作社を設立し、農家に分配した農地使用権を回収後、集積して企業や大規模專業農家などの第三者に貸し出すタイプである。第1節で紹介した「反租倒包」に相当する。專業合作社は直接農業経営を行わず、地代負担や経営リスクは全て借り手の負担となる。この方式は、借り手が収奪的な土地利用をするリスクがある。

最後に、D「企業との共同出資型」では、農家が農地使用権や労働力、企業（非農業企業のケースも）が資金、技術、設備等を出資して專業合作社を設立し、共同経営を行うタイプである。農家に支払われる地代は市場価格に応じて数年毎に調整されることが多い。外部の投資者の経営リスク、地元政府の介入による利益独占などのリスクがある。

なお、AからDの各類型による專業合作社数の内訳は不明である。農地を提供する農家の立場から、Aは農地の賃貸借（「流転」）、Bは作業委託（「託管」）と呼ばれることも多い。

表 2-2 專業合作社による大規模農業経営の類型

類型	経営主体	專業合作社の役割	農家の役割	地代の負担者	経営リスクの負担者	利益分配の方法
A 直営型	專業合作社	経営主体	土地、労働力の提供	專業合作社	專業合作社	固定地代 / 株式合作制、給与
B サービス提供型	農家	サービスの提供	経営主体	自家地代	農家	全て農家が得る
C 仲介型	借り手（大規模農家、企業など）	仲介	土地、労働力の提供	借り手	借り手	固定地代 / 株式合作制、給与
D 企業との共同出資型	企業、專業合作社	経営主体	土地、労働力の提供	企業、專業合作社	企業、專業合作社	固定地代 / 株式合作制、給与
（参考） 伝統的な小農経営	農家	—	経営主体	自家地代	農家	全て農家が得る

（出所）曹・苑（2015）を参考に筆者作成。

（2）経営の概要

調査した專業合作社から各類型の特徴を明確に有するものを3社選び、設

立の経緯（設立主体の属性、目的）、経営内容、メンバーシップや意思決定の仕組みの概要を示す。以下の内容は、理事長からのヒアリングおよび提供資料に基づく。專業合作社名の後のかっこ内の大文字アルファベットは、表2-2の「類型」に対応している。

① 南元寨土地流転專業合作社（A、B）

南元寨土地流転專業合作社は、食料作物 1400 ムー、野菜やスイカ（露地 370 ムー、温室 30 ムー）の生産と販売を行うほか、農作業委託や農業技術指導サービスを提供している。2012 年以降は鶏やアヒルの飼育も行い、循環型農業を実践している。地域農業の振興や農家の所得向上への貢献などが認められ、理事長の MXM 氏は 2012 年に農業部から「全国種糧大戸」（全国レベルの食料作物の大規模モデル農家）、2013 年に邯鄲市政府、2014 年には河北省政府から「労働模範」（模範的な労働者）の称号を与えられた。

同社の発展の経緯をみていきたい。1968 年生まれの MXM 氏は地元出身の農民で、中学卒業の学歴である。食料作物の仲買人の経歴を持ち、2007 年から 107 ムーの農地を借りて大規模農業経営を行っていた。周辺地域では分散錯圃のため食料作物の収益性が低く、耕作放棄などの問題が発生しており、農地の委託管理を希望する農家が多かった。このような要望を受け、MXM 氏は 2010 年に專業合作社を設立し、出身村および同じ郷鎮の周辺 5 村の農家 180 戸から、3 回に分けて合計 1800 ムーの農地を借り、区画整理を行った。農地を借りる際は、グループでまとまった農地を長い契約期間で提供する農家により高い地代を提示するなど、作業効率を高めるため農地の団地化に努めた²⁹⁾。農家が受け取る地代は条件により異なるが、おおむね 1 ムー当たり 800 ～ 1000 元となっており、これは農家間の相対取引による一

29) 条件ごとに定められた、專業合作社が農地 1 ムーにつき支払う年地代は以下のとおりである。10 ムー以上のまとまった農地については、契約期間が 10 年の場合は 1000 元、10 年未満の場合は土地の条件や肥沃度におうじて 500 ～ 800 元、10 ムー未満の場合は 300 ～ 500 元である。

一般的な地代 800 元を上回る。

同社には 2 種類の農地の管理形態がある。1500 ムーは農家から農地を賃借し、専業合作社が経営に関するすべての意思決定を行う方式（表 2-2 の A）である。もう 1 つは、農家が自作地の農作業の一部または全部を専業合作社に委託している 300 ムー（B）である。後者の面積は毎年変動が大きく、例えば 2015 年は都市部の就業機会が逼迫したため地元に戻る農民が増え、減少したという。専業合作社からみれば、農産物の市況にもよるが A は収益性が高く、B は収益性が低い反面リスクは小さい。専業合作社への農地の貸出を希望する農家は多く、管理しきれない一部の農地を大型専業農家に下請けに出している。

組織のメンバーシップや意思決定の仕組みは以下の通りである。同社では出資額等に応じて正会員と準会員の区分を設けており、2015 年時点の会員数はそれぞれ 40 名、220 名である。前者は現金あるいは農地による大口出資者あるいは専業合作社との取引量の多い生産者で、後者は小面積の農地を出資あるいは 100 元の会費を支払って各農作業の委託料や農業資材の割引を受けている会員である³⁰⁾。後者は設立当初の 61 人から、3 倍以上に増えた。入退社は自由であるが、グループで農地を出資した場合は、農地がひとまとまりであるかどうかほかの会員の地代にも影響するため、それが退出を防ぐ無言の圧力になっているという。これまでに少数ながら会員が農地の返却を求めるケースが存在したが、その場合は退出後も農地が連坦となるよう同一面積の異なる土地片を返却する（表 2-1 の「互換」）などして調整した。出資額が最大の会員は理事長で、資産総額 600 万元のうち 400 万元は理事長個人の出資である。

日常的な経営上の意思決定は理事会で行う。理事会は 4 名の理事(正会員)

30) 会員は 1 ムーごとに、耕起作業と小麦・トウモロコシの収穫作業は 10 元、小麦・トウモロコシの播種は 20%、種子や農薬の購入価格は 20%、化学肥料は 1 袋 10 元の割引を受けることができる。このほか、無料で灌漑水路の補修サービスを受けることができる。

で構成され、毎月1回開催されている。全体大会は年2回開催され、決議には1人1票の投票権が認められているが、理事長はこの制度は大口出資者の参加のインセンティブを低下させる恐れがあると考えている。実際のところ準会員はあまり意思決定に積極的に参加せず、経営上の重要な議事はほぼ理事長が決定するという。

理事長は経営上の問題点として、灌漑施設の未整備、交通の便が悪い点、そして村民委員会が專業合作社に対し偏見を持っており、政府の補助金の申請を許可しないなど妨害を行っている点を挙げている。そのため、これまで水利施設への政府の補助金を受けたことはあるが、井戸や道路の整備などはほぼすべて自己資金で行ってきた。とはいえ、全体として專業合作社の経営状態は良好と評価しており、とりわけ食料作物の収入が安定しているため、今後は加工も行いたいと考えている。

② 東劉庄棉花種植專業合作社（C）

東劉庄棉花種植專業合作社の特徴は、メンバーおよび経営農地の範囲が完全に行政村と一致しており、村リーダーの強力なイニシアティブのもと農地が統一的に管理・運用されている点である。筆者が各地の專業合作社を調査した実感として、本事例のように村党支部と一体化したタイプの專業合作社の比率はそれほど高くないものの、各地に一定数存在する。このような專業合作社が設立される背景と目的について、若干補足したい。中国の行政村には最末端の住民自治組織である村民委員会と、事実上行政の出先機関である共産党の末端支部という2つの組織がおかれている。村は政策の実施や村民への公共サービスの提供、地域の経済振興などについて責任を負うことになっているが、その役割については国内でも議論が続いている。こうした事例は、村主導の農業開発モデルの提示というプロパガンダ的な色彩も強いと考えられる。

さて、本事例の專業合作社設立の目的は、現代的な農業技術の導入により収益性の高い農業に転換することと、農民の非農就業の促進による収入の増

加である。他の多くの地域同様、本村でも1980年代に生産請負制を導入したが、農家間で平等を期するために農地を肥沃度などの指標によりいくつかの等級に分けたうえ頭割りで分配した結果、1戸当たり7、8カ所に分散している。このような分散錯圃が、機械化や現代的な技術を用いた農業への転換の阻害要因となっていた。

設立の経緯をみていこう。東劉庄村のHZL主任は1961年生まれで、学校教育を受けた経験はない。村民委員会の主任に就任する以前は、運送業に携わっていた。地元政府からの提案もあり2010年に專業合作社を設立し、2011年の秋から村の全ての農地使用権を村民から回収するため交渉を開始した。当時一部の農民から反発があったが、契約期間を長くとること（2028年まで）、本来の農地使用権の所有範囲を示す境界線を引くことで半年後によく合意にこぎつけ、全村民428人（108戸）の農地1020ムーすべてを借り上げた。

集約された農地は、以下のようにすべて外部に貸し出されている。620ムーは国や市の野菜や綿花などの試験農場となり、いずれも政府系の研究機関や大学などの技術支援のもと運営されている。残りの400ムーは、地元の民間企業の苗木温室として利用されている。本村の農民はこれらの農場で優先的に雇用される。会員の種別はなく、本村に戸籍を持つすべての農民が会員となり、同等の待遇を受ける。現金での出資はなく、農地の出資のみによる参加である。

農民への利益分配は、農地1ムー当たり最低保障地代として毎年12月に市場価格の小麦425キロに相当する金額（2014年は1キロ2.6元前後）に加え、專業合作社の収益から出資面積に応じて配当を支払うこととなっている。実際に2014年にはこの条件どおり地代として合計1064元が支払われている（配当については不明）。地元の農家間で農地を貸借する場合の地代は800元以下であるため、調査時点では退出者は出ていないという。

ここで、平均的な世帯（構成員4人、経営農地面積5ムー）の所得を簡単に試算し、專業合作社への参加による所得への影響を検討してみたい。個別

に農業経営を行っている場合、伝統的な食料作物の生産による農業所得は年間3000元程度で、これに加えて世帯内の若年層が都市部での出稼ぎによって非農業収入を得ている。專業合作社に全ての農地を貸し出した場合、本来の農業所得を手放す代わりに、專業合作社からの6000元の地代収入、元農業基幹労働力である中高年層が專業合作社で就業することにより1人当たり給与所得1万2000元、都市部で通年就業している若年層が農繁期に帰郷する必要がなくなることから2カ月分（1人当たり6000元程度）の給与所得が追加的に得られるという。

專業合作社と行政村が一体化していることから、村の財政の改善にも貢献している。專業合作社の収入から村民へ分配する地代を差し引いたものうち、6割は村内の道路の舗装や街灯、レクリエーション施設など村の公共インフラ整備に、残りは職員の人件費や專業合作社のリスク基金など内部留保に充てられている。村は若年層の非農業就業を推進するとともに、都市部での就業が困難な中高年層を村内の農場で優先的に雇用したり、村内の清掃など雇用機会を提供している。專業合作社設立後は通年非農業に従事する農民が増え、調査時点では村の人口の4分の1に相当する100人以上が村を離れ、6戸が地元の県政府所在地で起業したという。理事長は現時点での経営状態には満足しており、今後は灌漑設備や道路の整備の資金獲得のため、政府のプロジェクトに応募する予定である。

③ 肥郷県康源蔬菜專業合作社（B、D）

康源蔬菜專業合作社は、邯鄲市の康源種植有限公司（以下、「公司」）が2011年に設立した。公司是2010年に設立されたアグリビジネスで、資本金1500万元、経営農地面積は5300ムー、主に露地・ハウスの野菜や果物の生産と販売を行っている。高級技術指導員5名、技術指導員12名、職員320名が所属し、2012年7月にはトマト、キュウリ、ブロッコリーなど7品目で、農業部が定めた食品安全認証である緑色食品の認証を取得した。自社の野菜ブランドを立ち上げ、地元の鉄鋼グループ企業の協力のもと、傘下のホテル

や飲食店、スーパー、学校に野菜を提供したり、市内にアンテナショップを開くなどして宣伝活動を行っている。

会社は2012年に邯鄲市政府から優良龍頭企業の認定、2013年に河北省政府から農産物の品質管理の優良モデル企業の認定を受けているほか、河北省農業大学の研修所および北京農林科学院の試験農場にも指定されている。会社のもつ技術、経営ノウハウ、資金、販売力という経営資源を生かし、本專業合作社以外にも2つの專業合作社を設立している。本專業合作社も、2012年に市のモデル合作社の認定を受けた。

專業合作社理事長のMGP氏は1967年生まれで都市部出身、大卒の学歴を持つ。会社に勤務する以前は、建設会社に勤務していた。專業合作社は、4つの村民委員会の農地2000ムーで主にブロッコリーなどの野菜の契約生産を行っている。契約農家は專業合作社から無償で技術指導を受けられるほか、1ムー当たり50キロの有機肥料、種苗代金の補助50元、企業の指定する種類の種苗の供与を受けられる。きめ細かな生産管理を行うために会社は農場を5つのブロックに分け、技術指導員を1人ずつ派遣している。農産物は企業の求める基準を満たせば、最低保障価格以上の価格で全量買い取る。

調査時点の会員数は、合計202人である。会員の種別は特に設けていないが、出資方法および利益分配において少数の大口現金出資者と農地を出資した地元農民の2種類に明確に区別されている。前者は設立当初に現金を出資した理事長および農産物流通企業の職員など数名の発起人であり、その中で上位5名が合計250万元を出資している。現金出資者に対しては、出資額に応じて配当が支払われている。一方、農地の提供者に対しては10年契約で固定地代1000元が支払われている。まだ退出者は出していないが、一部の農民から地代の値上げ要求がある。

意思決定機関として理事会と会員大会が設けられており、前者は月1回、後者は年2回開催される。理事会は5名で構成され、専門資格を持つ経理を招聘している。

理事長は現時点での経営状態は良好であると評価している。農地を提供し

ている地元の村との関係も安定しており、農業部、水利部、科学技術部など政府の各部門からは灌漑施設やハウス建設、技術開発のための補助を年間約200万元受けている。今後は野菜の加工施設や貯蔵施設のほか、観光農園の建設を計画している。

3.3. 経営の特徴と存立条件

以上の3事例の特徴をまとめたい。事例の專業合作社はいずれも経営面積の大規模化をはかっているが、組織化の主体の性格により設立の目的が異なっている。設立の目的は、①は地元出身の大規模農家で労働模範、②は村リーダーなので地域農業の発展や地域住民の所得向上など、公益的な組織目標を持っており、それが経営内容にも反映されている。これに対し、企業傘下である③の目的は、まとまった農地と労働力の確保と、アグリビジネスへの安定的な原料確保である。経営主体の変化と経営規模の拡大によって、伝統的な食料作物から野菜や果物などの商品作物への転換、農地の集積と外部

表 2-3 調査合作社の収益性と組織ガバナンス

番号	作物	利潤 (元/ムー)	粗収入 (元/ムー)	入退社の 自由度	メンバー シップ	参加農家への 利益分配	專業合作 社のリス ク負担度
①	食料作物, 野菜, スイカ	488.9	2,222.2	高い	正会員, 準会員の 区別あり	固定地代 (800 ~ 1,000 元) + サー ビス料の割引 + 雇用	高い
②	(賃貸借)	1,314.0	1,375.0	低い	会員区分 なし	固定地代 (1,064 元) + 配当 + 公共 サービス + 雇用	低い
③	野菜, 果物	1,467.1	7,314.8	やや高い	現金出資 者と農地 出資者の 区別あり	固定地代 (1,000 元) + 契約生産に よる利益	低い
参考 (河北省平均, 2015 年)							
小麦		35.6	1,086.2				
トウモロコシ		-55.1	928.1				

(出所) 調査結果および『全国農産品成本収益資料匯編』2016年版より筆者作成。

への賃貸、契約生産の導入などが行われ、小農経営と比較すると経営内容は大きく変わった。

つづいて調査事例の収益性と組織ガバナンスを見ていきたい。表 2-3 は、調査対象の専業合作社の経営内容を、収益性、メンバーシップ、利益分配の方法、リスク分担についてまとめたものである。比較のために、調査地で一般的な農家が生産している小麦とトウモロコシの 1 ムー当たり純収入を併せて示した。

事例の収益性の変化を確認しよう。省平均のデータが示すように、経営の転換前に行われていたと想定される小麦・トウモロコシ二毛作経営では利潤がマイナスとなっており、農家が耕作を継続するインセンティブはない。事例の専業合作社では、いずれも省平均に比べて 1 ムー当たり利潤が大幅に増加していることがわかる。①、③で粗収入と利潤との差額であるコストが高いのは、地代や施設、生産資材などを多く投入する商業的な経営が行われているためである。とりわけ③が取り組んでいる緑色食品の生産は、高付加価値の反面コストが高い。

興味深いのは、組織化主体の性格により組織目標や利用可能な経営資源が異なり、その結果として経営形態に違いがみられたという点である。事例では、設立の目的は農地の分散を解消し生産性を向上させる（①）という外部性のコントロール、地域住民の所得を高める（②）という公益性、流通業者や企業が加工原料を安定的に供給するための農地と労働力の確保（③）など、大きく異なる。調達できる資源にも違いがある。例えば①と②のリーダーにとっては、農地や労働力をもつ周辺農家の参加を得ることは比較的容易だが、資金調達や販売面で困難を抱えている場合が多い。一方、③の上部組織である企業は資金調達や技術、販売、経営ノウハウといった面では強みを持つが、農地の取得には一定の障壁がある。このような問題を解決するため、事例では地域の様々な経済主体を巻き込んで専業合作社を設立している。川上と川下のどちらがインテグレーションの起点であるかによって抱えている経営上の問題が異なっているのである。

組織の内部ガバナンスについては、メンバーシップは①と③では明確に区別されている。入退社の自由度は、低いものから半強制参加の②、10年の農地貸借契約を締結している③、農家が自主的に農地を委託している①、という順番になっている。利益分配の方法は、組織目標の公共性が高い①と②では、農地を出資する一般農家に対して地代以外に專業合作社の利益とリンクする様々な利益還元の仕事やサービスを設けているのに対し、③では基本的に固定地代と契約に基づく農産物の買い取りという条件のみを提示しており、專業合作社の利益と切り離されている。專業合作社のリスクに対する態度も、農地を集積し直営化している①で最も負担が大きい。②は農業経営上のリスクを借り手に負担させているという意味で小さいが、借り手の契約不履行などの事態が発生する可能性があり、その場合は村が責任を負うことになるだろう。③は、直営農場にせず小規模農家の経営を維持したまま契約生産を行っていることから、專業合作社が負担するリスクは比較的小さい。

最後に、事例の存立条件を考えてみたい。このような企業的大規模農業経営モデルが存続するためには、当然のことながら農地、労働力、資本などの生産要素が確保され、組み合わせられることによって十分な利潤が継続的に得られなければならない。具体的にみていくと、①は3事例の中で収益性が最も低い。その原因として、大規模農家であるリーダーには生産技術や販売面の強みはあるものの、周囲の農家から労働制約を超える面積の農地の管理を委託されているという事情により、収益性は低い管理に手間のかからない食料作物の生産面積を増やさざるを得ないことが考えられる。同社では収益性の高い直営とサービス提供型の2種類の管理方法を組み合わせており、収益性とリスクのバランスをとることで経営を存続させている。次に②のリーダーは経営のノウハウがないため、集積した農地を自ら経営せず、事実上外部に農地を貸し出す仲介機能と、利益の分配機能を果たしているに過ぎない。とはいえ、こうした決定について村全体の合意を取り付けることが可能になったのは、村の書記を兼任する理事長の政治的な権威に加え、上級政府という相対的に安定した貸し手およびそのような貸し手と契約を成立させ

た理事長の人脈や交渉能力への信頼感が村民の間で醸成されたためと考えられる。ただし、これら2事例の経営の持続可能性は、今後も周辺の農民が專業合作社に農地使用権を貸与し続けるか否かに左右される。農地を提供している農民は調査時点では非農業部門で就業しているが、農地の賃貸借に関する農民の意思決定は長期的には都市部の労働市場や地元の農地賃貸借市場の動向、近年整備が進められている農民を対象とした社会保障制度の整備状況などの外的要因にも影響を受けると考えられる。③はアグリビジネスの下請組織であるが、母体となっている企業は、市場価値を高めるため認証の取得や自社製品のブランド化、マーケティングに注力するなど、大企業の強みを生かした経営を展開している。高品質の食品に対する消費者の需要は今後も拡大していくと見られ、原料の調達元である專業合作社も安定した成長が見込まれる。ただし、農産物市場の動向やアグリビジネスの経営方針の変化によって、農家が切り捨てられる危険性を常にはらんでいる。

おわりに

本章では、第1節、第2節で中国農業の経済における地位が低下し、農民の兼業化が進展するなか、農地賃貸借市場や農作業委託サービスが発展をみせ、專業合作社や大規模経営といった新しい担い手が登場してきたことを確認した。そのうえで、第3節で河北省の專業合作社による大規模経営の事例を取り上げ、経営の特徴や存立条件を検討した。

事例分析では、タイプの異なる專業合作社の経営内容を詳細に比較した。いずれの事例も、フードシステムの川上と川下双方からの要請に応じて、大幅な経営モデルの転換を図っていた。様々なバックグラウンドをもつ專業合作社のリーダーは、それぞれのもつ人的ネットワーク、農地、資金、技術、販売力などの強みを生かし、新しい農業経営モデルへの転換を図った。その結果、事例では大規模化や新規作物の導入、販路の拡大により設立以前より

収益性が向上していることが明らかとなった。

ただし、組織の持続可能性を考えるならば組織内のガバナンスにも注目する必要がある。いくつかの先行研究は、多くの專業合作社では組織内に階層性があり、階層により得られる利益には差があることを指摘している（林・黄 2007；黄・伏 2014）。事例でも明らかなおと、上層部を形成する経営陣や大口出資者（正会員）は資金と社会資本を出資し、一般の農民から構成されるその他の会員（準会員）は土地と労働力を提供している。その結果、階層間で出資の大きさ、個人の能力に応じた経営への貢献度、リスク負担能力が異なるため、利益分配にも大きな差が生じることとなる。こうした組織内部のガバナンスも、專業合作社による農業経営モデルの持続可能性を判断するうえで重要な指標となるだろう。また、小規模農家が新しいタイプの経営に参加すること、あるいは農地を手放すことによって可能となった非農業就業によって、従来の自給的な農業よりも高い所得を得ていることは明らかである。しかし、フードシステム全体で考える場合、現状の利益分配の方法や水準の妥当性、とりわけ農地使用権の所有主体である農民の権利はどうあるべきなのかについては、議論の余地が残るところである。これらの点についての実証分析は、今後の課題としたい。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 有本寛・中嶋晋作 2010.「農地の流動化と集積をめぐる論点と展望」『農業経済研究』82(1)：23-79.
- 池上彰英・寶劍久俊 2009.「農村改革の展開と農業産業化の意義」池上彰英・寶劍久俊編『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所.
- 小田美佐子 2004.「中国における農村土地請負経営権の新たな展開——『農村土地請負法』制定を手がかりに」『立命館法学』(298)：77-108.
- 佐藤宏 1996.「中国における経済改革と農村組織」『一橋論叢』115(6)：1139-1159.
- 寶劍久俊 2009.「農民專業合作組織の変遷とその経済的機能」池上彰英・寶劍久俊

- 編『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所。
 —— 2017. 『産業化する中国農業——食料問題からアグリビジネスへ』名古屋大学出版会。
 山田七絵 2013. 「中国における契約農業の経済的特徴と組織形態の非市場的規定要因——山東省リンゴ果汁輸出企業の事例」『アジア経済』54(3)：72-100。
 —— 2017a. 「中国の新たな農業経営モデルの特徴と存立条件」清水達也編『途上国における農業経営の変革』2016年度調査研究報告書, アジア経済研究所。
 —— 2017b. 「中国/新しい農業経営モデル——四川省の事例から」『アジアワールド・トレンド』(264)(10月)：4-6。

<英語文献>

- Kimura, Shingo, Keijiro Otsuka, Tetsushi Sonobe and Scott Rozelle 2011. "Efficiency of Land Allocation through Tenancy Markets: Evidence from China." *Economic Development and Cultural Change* 59(3): 485-510.
 McMillan, John, John Whalley and Lijing Zhu 1989. "The Impact of China's Economic Reforms on Agricultural Productivity Growth." *Journal of Political Economy* 97(4): 781-807.
 Minot, Nicholas and Bradley Sawyer 2016. "Contract Farming in Developing Countries: Theory, Practice, and Policy Implications." In *Innovation for Inclusive Value-chain Development: Successes and Challenges*, edited by André Devaux, Máximo Torero, Jason Donovan and Douglas Horton. Washington D.C.: International Food Policy Research Institute (IFPRI).
 Nguyen, Tin, Enjiang Cheng and Christopher Findlay 1996. "Land Fragmentation and Farm Productivity in China in the 1990s." *China Economic Review* 7(2): 169-80.
 Tan, Shuhao, Nico Heerink and Futian Qu 2006. "Land Fragmentation and Its Driving Forces in China." *Land Use Policy* 23(3): 272-285.

<中国語文献>

- 曹斌・苑鵬 2015. 「農民合作社發展現狀与展望」中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調査司編『中国緑皮書——中国農村經濟形勢分析与預測（2014-2015）』北京, 社会科学文献出版社。
 傅夏仙 2006. 『農業中介組織的制度變遷与創新』上海, 上海人民出版社。
 黄勝忠・伏紅勇 2014. 「成員異質性, 風險分担与農民專業合作社的盈余分配」『農業經濟問題』8期：57-64。
 林堅・黄勝忠 2007. 「成員異質性与農民專業合作社的所有權分析」『農業經濟問題』10期：12-17。

- 宋洪遠主編 2008.『中国農村改革三十年』北京, 中国農業出版社.
- 姚洋 2000.「集体決策下的誘導性制度変遷——中国農村地権稳定性演化的実証分析」『中国農村観察』第2期: 11-19.
- 張紅宇 2015.「我們怎么理解家庭農場」中国農業部農村經濟体制与經營管理司・中国社会科学院農村發展研究所編『中国家庭農場發展報告 2015年』北京, 中国社会科学出版社.
- 張宗毅 2015.「中国農業機械化發展現狀与前瞻」中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調查司編『中国緑皮書——中国農村經濟形勢分析与預測 (2014-2015)』北京, 社会科学文献出版社.

<統計・年鑑類>

- 『河北農村統計年鑑』2016. 河北省人民政府弁公室・河北省統計局編. 北京, 中国統計出版社.
- 『全国農産品成本収益資料匯編』2016. 国家發展和改革委員会価格司編. 北京, 中国統計出版社.
- 『全国農村社会經濟典型調査数据匯編 (1986-1999年)』2001. 中共中央政策研究室・農業部農村固定觀察点弁公室. 北京, 中国農業出版社.
- 『全国農村固定觀察点数据匯編 (2000-2009年)』2010. 中共中央政策研究室・農業部農村固定觀察点弁公室. 北京, 中国農業出版社.
- 『中国第二次全国農業普查資料匯編』2009. 國務院第二次全国農業普查領導小組弁公室・中華人民共和國国家統計局編. 北京, 中国統計出版社.
- 『中国家庭農場發展報告 2015年』2015. 中国農業部農村經濟体制与經營管理司・中国社会科学院農村發展研究所編. 北京, 中国社会科学出版社.
- 『中国農村經營管理統計年鑑 (2015年)』2016. 中国農業部農村經濟体制与經營管理司・農業部農村合作經濟經營管理總站編. 北京, 中国農業出版社.
- 『中国農村住戸調査年鑑』各年版. 国家統計局農村社会經濟調查総隊編. 北京, 中国統計出版社.
- 『中国農業發展報告』各年版. 中国農業部. 北京, 中国農業出版社.
- 『中国農業年鑑』各年版. 中国農業年鑑編輯委員会編. 北京, 中国農業出版社.
- 『中国農業統計資料』各年版. 中国農業部編. 北京, 中国農業出版社.
- 『中国統計年鑑』各年版. 中国国家統計局編. 北京, 中国統計出版社.
- 『中国住戸調査年鑑』各年版. 国家統計局住戸調査弁公室編. 北京, 中国統計出版社.

<ウェブサイト>

- 株式会社クボタ「農業機械化のダイナミズム1 —— 中国・稲作革新への道」(http://www.kubota.co.jp/globalindex/backnumber/asianage/asianage02_01/index.html).

農林水産省「2015年農林業センサス結果の概要（概数値）」(<http://www.aff.go.jp/j/press/tokei/census/151127.html>).

肥郷区人民政府 (fx.hd.gov.cn).

中国国家统计局『第三次全国農業普查主要数据公報』(<http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/nypcgb/>).

——『2016農民工監測調查』(http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201704/t20170428_1489334.html).

[付記] 本研究成果は、中国農業部農村經濟發展研究中心の高強副研究員（所属・肩書は当時）らとの共同研究の成果の一部である。中国での調査にあたっては、現地の政府関係者や農業経営者の方々の協力を得た。記して感謝したい。本研究の実施にあたり、科研費若手研究（B）「中国農村における集団所有制改革の実態と評価—土地株式合作制の經濟分析—」（代表者・山田七絵, JP15K21639）の助成を受けた。